

平成 28 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	市 民 課 長	渋谷 憲 夫
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子
文 化 財 保 護 課 長	齋 藤 一 樹		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

はじめに、14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） おはようございます。14番鈴木敏男でございます。きのうの会派代表質問、そして本日の一般質問と立て続けの質問台でございます。

今日は1番目の質問者でございます。したがって、きのうのようにダブる質問もありませんし、しかも、質問も1点だけでございますので、当局からは十分な答弁がいただけるものというふうに思っています。

それでは、早速通告しております事項について質問をいたします。

有効的な資産の運用をと題しまして、市長並びに教育長に質問をいたします。

直近である本市の歳入状況を見れば、平成26年度決算では歳入の38.2%の約57億円は地方交付税であります。自主財源の最も大きい市税は、同年決算では約30億円の18.3%。今後の算定替えによる特例措置が終了すれば、地方交付税は、後、段階的に引き下げられて、平成33年度からは約47億円との試算もあるようでございます。このように歳入を考えますと、今後の本市の財政状況の厳しさは想像にかたくありません。加えて人口の減少や労働者数の減少からして、また、産業構造の変化も相まって、決して楽観できない歳入状況になるのではないかとというふうに懸念しているところでもあります。

一方、歳出に当たっては、人口動態の変化がより顕著となって、つまりは、きのうも話をしましたけれども、高齢者の増加等によって社会保障関連の経費の増加、また、熱回収施設や観光施設等

の大型の事業がスタートして、今後の歳出の増加もまた懸念されるところであります。

こうした中であって昨年3月には、第3次にかほ市行財政改革大綱が示されたところであります。その冒頭に市長は以下のように述べております。「今後は、地方間における競争の激化が想定されますが、独創性のある施策をもって山積する課題に取り組み、持続可能なまちづくりを進めます」このようにあるわけでありまして。この言葉からは、しっかりと財政に向き合っていこうという、こういう姿勢を示したものであるというふうに思っているところであります。

この第3次にかほ市行財政改革大綱では、重点的に取り組む項目を幾つか掲げております。その中で2番目に、この健全な財政運営の推進と効果的な施設、資産の管理活用として、未利用財産の処分を示しております。

本市は昨年、合併して10周年を迎え、記念式典やイベントを行い、次の10年に向かって新たなスタートを切ったところであります。しかし、それもこれも財政基盤が確固たるものでなければ、市民の夢あるまち、豊かなまち、元気なまちの基本理念の達成は絵に描いた餅ということになりかねません。財政指標を見れば、実質赤字比率がゼロ%、連結実質赤字比率、これもゼロ%、実質公債費比率10.8%、将来負担率も低下していて、平成25年度決算では104.7%、資金不足率ゼロ%と、健全な財政ということが出来ますが、冒頭に述べましたように地方交付税の削減が近い将来に迫っている中で、活用されていない資産の再利用、または処分を含めた経費の圧縮を考えた場合、重要なことかというふうに思うわけでありまして。

本市では、これまでも第2次にかほ市行財政改革大綱のもとで、この未利用財産の処分として老朽化したバスや重機の売却、あるいは原野や道路に関連した土地の処分を行い、不要になった資産の処分を行って、コスト削減を行っております。

しかし、今度の第3次にかほ市行財政改革大綱では、平成27年から各年ごとに100万円の処分を計画していて、5年間で500万円という金額を示しています。しかし、具体的なものは示されていないわけでありまして。計画時に、まだ具体的なものは、この計上できなかったかもしれませんが、その中には、あるいは再利用、あるいは再活用ができるものもあるかもしれませんが。言うまでもなく市の資産は、市民一人一人のものであります。財産であります。そしてまた、その資産は政策実現のための、いわば経営財源でもあります。これを最大限に有効運用することによって市民サービスの向上、財政の健全化、市の活性化とともに本市の発展に寄与するだろうというふうに思うわけでありまして。

そこで、本市の資産の運用等について、以下お尋ねをいたします。

はじめに、本市の所有する資産、普通財産、あるいは教育資産等の行政財産、これらにおける未利用資産、あるいは余り利用されていない資産、つまり低利用資産ということだと思いますが、こういったものについての基本的な考え方、また、資産の評価や低利用資産などのこの分類基準、こういったものがあればお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしくお伺いをいたします。

それでは、鈴木敏男議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、本市の所有資産、普通資産、あるいは教育資産における未利用資産、これについては低利用も含めてについての基本的な考え方、また、資産の評価や分類の基準があればというふうな御質問でございますが、本市の所有資産、保有財産は、地方自治法による分類で大きく行政財産と普通財産の二つに分けられます。

このうち行政財産については、市役所や消防庁舎等の地方公共団体が直接使用することを本来の所有の目的とする公有財産、それと学校、図書館、公民館、公園や道路、橋梁等の住民の利用に供することを所有の目的とする公有財産、この二つに分けられます。

また、普通財産は、今申し上げた行政財産以外のものが普通財産となります。この普通財産のうち、行政目的があって建設された建物等については、その行政目的が終え、その後しばらくたっても用途が明確とならない場合は、普通財産として管理をしております。

また、土地については、位置や周辺の状況を調査して、可能な土地を未利用地としての抽出を図りながら分類して管理をしているところでございます。

さらに、この未利用地については、事業の残地などの未利用地、あるいは売却可能な資産として分類をしながら管理をしているところでございます。

そこで、資産の評価や分類の基準については、市の財務規則第200条、公有財産台帳の作成及び第202条、台帳価格に基づき、価格と分類を行って管理をしているところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 大変詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

今、話ありましたけれども、資産といっても色んなものがあるというふうな話であります。いわゆるこの公有資産でございますが、にかほ市の事業報告書の財産調書に関する調書を見ても、そういったものは綴られているわけでありまして。ただ、細かいところまでは出ておりませんので、その辺は分かりかねますが、今のお話で大体その財産というようなことを分かったというようなことになります。

それでは、財務規則によって、このいわゆる分類をされているというふうな話のようでございますが、2番の質問に入っていきますが、本市の未利用資産、低利用資産にはどのようなものがあるのか。先ほど言いましたけれども、なかなか細かいところまでは難しいかもしれませんが、大まかなところで結構でございますので、本市におけるこの未利用資産、あるいは低利用資産には、どのようなものがあるのか。また、先ほど言いましたけれども、第3次にかほ市行財政改革大綱で対象としているこの資産については、どういうものがあるのかお尋ねをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 本市の未利用資産、低利用も含めての話でございますが、どのようなものがあるのか、また、第3次にかほ市行財政改革大綱で対象としている資産についてでございます。

市の未利用資産については、建物では、当初の行政目的を終えて普通財産として管理しているものについては旧象潟青年の家、旧象潟中学校教室棟の一部であります、いずれも現在は倉庫とし

て活用をしております。

また、土地については、毎年広報等により公募をしている宅地や住宅地に隣接している宅地と水路等の法定外公共物がございます。今年3月1日号でも5件ほど、合わせてどのくらいですか、面積にして2,800平米、5件で、それで価格にして最低価格で4,178万円、これの一般入札の公募をしているわけですが、それから平成27年度の今の補正予算の中にも土地売却として1,406万3,000円計上しておりますので、こういう土地については相手があって初めてこれ契約成立できますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

次に、第3次にかほ市行財政改革大綱で対象としている資産については、前段で述べた売却可能な土地や法定外公共物、そして老朽化したバスや重機などの不用備品、こういうものがございます。

鈴木議員が通告書で第3次行財政改革大綱では平成27年度から各年度ごとに100万円の処分を計画して5年間で500万円を示しているということですが、これは先ほど申し上げましたように相手があって初めてこれ契約成り立ってお金になりますから、あくまでもこの行財政改革大綱に挙げているのは存置項目として、売りますよと、この表示だけですので、100万円というような形のもの理解ではないので、この点については御理解をいただきたいと思います。

したがって、これからも処分については積極的に売却を進めてまいりたい、そのように考えているところであります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 資産の処分に当たっては、相手があるというようなことは重々承知しておりますし、また、今話ありましたけれども3月1日号の広報にも、その土地ですか、道路ですか、競売するというようなことで載っておりましたので、それも承知しております。

ただ、本市の場合、この資産、さっきもちょっとこの普通財産になったという旧象潟青年の家の話もありましたけれども、そうすれば処分したいというこういう資産が、相手の話と言われればそれまでなんです、処分したいというこういう資産がどんどんと相手から求められているかどうか、その辺はどうでしょうか。市の方で処分したいというような話をされても、求められている方、結構多いわけですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げた広報のやつは、競売じゃなくて一般競争入札によって行うことですから、この点について御理解をいただきたいということ、それから、やっぱり法定外公共物、これは自分の宅地についたりすると、やっぱり求めたいという方はおります。おりますので、そうした方々には売却をしているところであります。

ただ、今回の場合は、先ほど申し上げましたように、相手がいなければ、これ当然売却なりませんので、一般競争入札という形で公募をさせていただいているところです。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） いつでしたか、これもにかほ市の広報に載っておりましたけれども、本市の資産、特に公共施設というふうなことであったようですが、本市のこの資産の老朽化比率が高いというように載っていたことがあります。これは昨年3月15日号の広報に載っておりました。

これから見ますと、平成23年度が、この老朽化比率が48.1%、平成24年度が49.7%、平成25年度が51.2%、こういうふうに年々老朽化比率が上がっていると、こういうふうなことが広報に載っていたわけでありまして。もちろん新たな施設をつくれれば、それは下がっていくだろうというふうに思いますので、それまた考えさせられることではありますけれども、この老朽化比率、これが全国と比べた場合、31から72%になっているようで、平均では48.5%のようですから、本市の場合、全国平均より公共施設が老朽化している、こういうように出ているわけでありまして。例えば、相手がある話とは言いながらも、老朽化していると、なかなか処分もできない面もあるのかなというような思いがあるんですが、処分ができないとすれば解体というふうなことになると思うんですが、例えば先ほど話ありました旧象潟青年の家ですか、こういったこのものは、この後どういうふうなことで対応されるのか、その対応策をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今の質問は、3番目に入ったという形でもよろしいですか。

●14番（鈴木敏男君） はい。

●市長（横山忠長君） 未利用資産、低利用も含めてについての今後の利活用を含めた方策ということでございますが、未利用資産の今後の利活用については、第3次行財政改革大綱に明示しているように、遊休地や不用備品等については、引き続き広報などを活用しながら、可能な限り売却を進めてまいります。法定外公共物についても、先ほど申し上げましたように、隣接者等からの求めに応じて積極的に売却を進めているところでございます。

なお、行政目的が終えた普通財産のうち、旧象潟中学校教室棟の一部の建屋については、現在、スポーツ振興課の倉庫として活用しておりますので、当分の間は倉庫として活用していきたいと思っております。

しかし、旧象潟青年の家の建屋については、老朽化が激しいため、近い将来、解体する方向で検討をしております。市ではこれまで未利用財産の利活用について、土地については積極的に公売などにより売却をしてきましたが、行政目的が終えた建物等については、使用されずに再利用の見込みがない場合には、鈴木議員が前段で御指摘のように、行政経費を削減しながら財政基盤を強化する観点からも、解体していかざるを得ないのではないかなと思っております。

なお、教育施設として用途が廃止されました小出小学校の校舎や体育館、そして旧釜ヶ台小・中学校の校舎や体育館については、引き続き民間などでの利活用を基本にしながら検討してまいります。旧釜ヶ台小・中学校の校舎棟は老朽化も進み、そしてまた、耐震化もされていないという状況にありますので、余り時間をかけないで解体の方向に検討していかざるを得ないのではないかなと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 大変失礼いたしました。3番目の質問の方についてしまいましたけれども、私の3番目の質問は、市民の貴重な財産でもありますこの資産、その資産の種類でも違うんでしょうけれども、まずは市民サービスの観点から効果的な活用を考えるのが第一なのではないか、こうい

うふうに質問したわけであります。未利用、低利用資産について、今後の利活用を含めた方策を伺いますと、これが3番目の質問でございましたが、それにお答えをいただいたということで了解したいと思います。

それでは、今ちょっと話出ましたけれども、この教育財産の一つであります学校についてでございますが、4番目の質問に入らせていただきます。

教育資産の一つ、旧小出小学校の利活用に当たっては、今も話ありましたけれども、解体を含めてこの5年の間に検討すると、こういう答弁が昨年12月定例会で示されております。したがって、それまでの手順についてお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 小出小学校の利活用という御質問でございますが、総合戦略、この中にも5年間は検討していくということを掲げております。これからになります。先ほど申し上げましたように、民間での活用、これを前提としながらも、行政でも活用できるかどうかも含めてですね検討してまいりたいと思いますけれども、その手順についてはまだ白紙の状態であります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 白紙の状態という話でございますが、施設でございますので、そのまま置いても結構維持費がかかるわけでありまして。昨年聞きましたところ、旧小出小学校を維持するために月々20万円ぐらいかかっているというふうな話を聞きました。その後、去年の6月の定例会でございまして、それだけでは、その金額では賄いきれない。ときどきその体育館も使われるというようなこともあってというようなことで、補正が出たこともあります。しからば、この月々、旧小出小学校、これの維持費というのはどのぐらいかかっていますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 私の方から、その経費について御説明をさせていただきます。

昨年6月に補正をさせていただいた部分はありますけれども、現在のところ約1年近く経過しておりますけれども、一般的にかかっている経費としては100万円から超えるぐらいの額になっているというふうにして積算してございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ということは、月々10万円ぐらいというふうなことで理解してもよろしいんですか。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 経費には電気、水道等が主なものになりますけれども、おおむね月10万円いくらかいかないかぐらいの経費がかかっているということになります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 月々10万円、年間120万円ほどで、今、どう活用するかまだ決まっていない、白紙の状態だという話でございますが、例えば5年間の中で考えるということになりますと、最大5年、その利活用が決まらないということになれば、500万円からのこの費用がかかるんだというふう

に私は思うんです。したがって、やはり早めにこの利活用は決めるべきではないのかなというように、こういう思いを持っているんですが、この辺、教育長はどういうような考えをお持ちですか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 用途を廃止された施設でありますから、そういう経費がかかるということを前提とするとすれば、やはり電気とか、あるいは水道は止めてしまう。止めれば、それなりの経費はかからなくなります。それで、活用する相手が出てきた場合は、再度そのものを繋いでいくと。工場であれば、電気関係はもう一度見直ししなければなりませんので、ですからその時点でまた経費をかけてやっていく場合もありますが、今、鈴木議員がお話のような形の中で、やはり箱ものつてば年数たてばだんだん老朽化していくんです。その分、金かかるんです。ですから、そういうものも含めて、今使用している方々には別の施設を活用していただいて、一つの方法としては電気、あるいは水道を止めるという方法もあるのではないかなと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） このことは私、教育長にお尋ねしたつもりでした。規則第9号、これを見ますと、にかほ市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則、こういうものがございます。この中で、その委任事務として教育委員会教育長にその委任する事務の中に教育財産の貸借に関すること、こういう文言があるわけがございますので、それで私、教育長の方にお尋ねをしたところであります。

教育長は、この点についてはどういようなお考えをお持ちでしょうか。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

●議長（菊地衛君） 再開いたします。

答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） この件に関しましては私から御説明をさせていただきます。

教育財産と申し上げましたけれども、昨年3月31日で小学校という用途を終えております。したがって、教育財産の用途としては、既になくなったということがございます。ただし、その後の利活用について、何らかの教育的施設にするか一般的な普通用途にするかということが決まっておりますませんでしたので、その方策については現在、教育委員会の方で、私の方で進めているということではありますけれども、現実的には学校施設でなくなったということで、普通財産と捉えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 旧小出小学校の利活用に話が進んでいますが、私、昨年12月の定例会で質問した際に、確かに5年間の中で決めたいというような話でもありましたし、また同時に、二つの団

体というんですか、組織というんでしょうか、そこから要望でしょうか提案ですか、これ二つばかり出ていると、こういう話がありました。その後私、情報開示を求めまして、この二つの提案、これを拝見させていただきました。そして、その一つの団体に、こういうふうな文書が出ています。これは教育長の名前で、ある団体に出ているわけでございます。平成27年9月29日であります。この文書を見ますと、小出小学校利活用についてということで、平成27年9月9日付で提出されました小出小学校の利活用につきましては、現在、市教育委員会において当該施設の利活用について検討中であり、今年度はその案をまとめ、来年度から計画に基づき利活用を行うことにしていますと、こういうような文書が出ています。これを見ますと、平成27年度でその利活用の方向を決め、平成28年度から利活用を進めると、やると、こういうような文書が出ているわけです。これについて教育長、何か話ありますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） 検討していくと、今、検討しているというふうなことでそう言うふうには回答しているわけですが私の考えとしては、今、市長が申し上げたようなそういう考え方と同じ考え方で進めているところです。でも基本的には、まずできるだけ活用に努力したいという気持ちで一杯です。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 言葉尻を捉えるつもりはありませんけれども、先ほど私この文書を読みましたとおり、この計画に基づき利活用を行うこととしていますということで、これはそういうふうにしてやっていくんだというようなことに私は受け止めているんですよ。ですから、教育長にそのあたりをお尋ねしたわけではありますが、いずれにしましても黙っておいても資産は朽ちていくわけでありまして。ですから、早めに、色んなことをやる場合は、早めに決めた方が私はいいいのかなというふうに思っています。

最後の5番目の質問に入ります。

市民等から資産の有効活用を進める上で、提案制度の創設を考えたらいかがでしょうかと、こういう質問でございます。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 市有遊休資産の有効活用を進めるための提案制度の創設という御質問でございますが、第3次行財政改革大綱の中で平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定すると掲げております。これは国の方に提出することもありますので、平成28年度、全ての公共施設を今後どうしていくのか、このまま維持していくのか、解体するのか、どっかの施設と統合して、これを解体して存続していくのか、そういうことを平成28年度中には全ての公共施設についてまとめなければなりません。ですから、その際には当然、市民の皆さんにも相談しなければならない機会も出てきますので、その段階で、協議会になるのかどうかは別にしても、そういう組織の中でいろいろ提案をしていただきたいなというふうにして思っております。

遊休施設については何回も申し上げますけれども、まずは民間活用を第一に考える。そして、地

域におけるコミュニティ拠点施設としての活用も考えられますけれども、これは小出地区の会長さん方からのいろいろ要望もありました。要望もありましたけれども、こういう要望を全て行政でやってくださいでは、なかなか容易でない、これは。それから、学校についても、統廃合が進みますので、そういう公共施設を全てその地域の思いに従って残していくということは財政的にも難しい。ですから、やはりこれは市民の皆さんからの理解をいただきながら、目的が達成したものについては解体なり、あるいはほかの利用もあるかもしれませんけれども、そうしたことをやっていかなければならない時代であります。ですから、総合管理計画の中で先ほど質問されましたことについては、検討をしてみたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） いろいろ市長のこの資産に対する、公有財産に対する考え方をお伺いしたところであります。

先ほど資産の評価についても質問させていただいたところであります。その資産のこの分類、されているこの資産の分類、どれを優先的に進めていくのか、あるいはどれを継続していくのか、あるいは処分していくのか、こういうことが先ほど申し上げましたけれども、ほかの目的で活用がないということであれば、やはりいくら市の財産、資産とは言いながらも、やっぱりそういうような方向で進めていくというのが一つの考えであろうというふうに思います。

私は市民の皆さん方から資産の活用を進める上で、提案制度を設けたらどうかというふうなことで話をさせてもらいましたけれども、実は実際やっている自治体もあるわけでありまして。当然その上では、市の資産の公開ということもあるわけでありまして、やはり市民の皆さん方、あるいは、民間の方々からもいろいろ出ていただいて、どう利活用するか、これはそういうことで話し合いしていくことは非常に大事ではないのかなというふうに思っています。繰り返しになりますが、市有財産は市民の大きな財産であります。未利用、低利用の財産をどのように生かせるか、生かしていくか、これは本市の未来を決めていくものだというふうに思っています。市有財産を、市民の資産を有効的に運用されることを望んで私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（菊地衛君） これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩をいたします。再開を午前11時といたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時59分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番佐々木春男議員の一般質問を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） おはようございます。よろしく願いいたします。

はじめに、子供の医療費を高校卒業まで無料化をについて質問いたします。

安倍首相は、アベノミクスで雇用が増えて高い賃金が実現し、景気が回復軌道を歩んでいると言っておるようですが、その実感を我々は感じる事ができません。私は農業をやっておりますけれども、米価は安い、生産費は上がるということで収益が減少しております。これは私固有のことでなく、昨年の臨時給付金のケースでも当局も実感していることと思います。

ところで先日、次のような新聞記事を目にいたしました。いつの間にか日本は世界の中で有数の貧困大国になっていました。総体的貧困率という指標で見ると、16.1%で経済協力開発機構加盟34カ国の中で下から6番目ということです。また、一人親家庭の貧困率は54.6%で、これも経済協力開発機構加盟国中最悪のことと記されておりました。また、社会保障費の自然増が毎年削減され、介護報酬の削減、生活保護の切り下げなどで、ますます貧困を拡大させています。そして、大企業には大減税、国民に大增税の結果と言えまじょうと結んでおりました。つまりは、国の政治のもと、働く若者、子育て世代、そしてお年寄りの世代まで生活が圧迫されているということであります。

このような市民の暮らしを圧迫する国の政治のもとで、市民の暮らしに手を差し伸べ、生活を応援するのは、市しかできないことです。少子化、人口減少が言われておる中、子供、子育てはどの自治体にとっても重要な課題です。本市でも他の自治体に先駆けてさまざまな施策を講じておられることは承知しておりますが、県では今年8月から子ども医療費助成を中学卒業まで拡大する方針を示しております。また、厚生労働省では、地方創生先行型交付金を活用して子供の医療費を拡充した範囲については国保の国庫負担金の減額を課さないとしているようで、国の考えにも変化が見られます。これらを活用して高校卒業までの医療費無料化を実施する考えはございませんか。

次に、保育料の軽減、拡充についてお伺いいたします。

政府新年度予算では、一定条件付きながら第2子の保育料半減、第3子以降は無償とされております。予算案では、本市では保育料を国基準の6割に設定したり、一定の条件付きながら第2子半額、第3子以降無料とするなど、子育て世代の負担軽減を図っております。

また、総合戦略では、一定条件付きながら第2子以降無料へと拡充する案もあるようですが、国の予算を財源として一定条件の緩和など、負担の軽減を図る考えはございませんか。

最後に、教育環境の充実をということで質問いたします。

県は少人数学級を中学3年生まで導入し、教育環境の改善を行うようですが、本市としても将来を担ってくれる子供たちの教育環境を充実させていくことは、私たち大人の務めでもあると思います。そこでお伺いいたします。

- (1) 学校施設の耐震化は全て終了しておりますか。
- (2) 修理等の要望の実現状況はどの程度ですか。
- (3) 学校からの予算要望の達成状況はどの程度ですか。
- (4) 学校生活サポート職員の配置状況はどうなっておりますか。
- (5) 校務員、給食調理員の正式採用や待遇改善を、どのように考えておられますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、医療費を高校卒業までの無料化についてでございます。

にかほ市では、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、平成26年度から福祉医療について対象を中学生まで拡大し、そしてなおかつ所得制限を撤廃して実施をしているところでございます。

御指摘のように、ことし8月からようやく県が対象年齢を中学生まで拡大しますので、今まで市が全て単独で行っていた助成のうち、県の基準内の対象者には県の補助金が受けられることになりまされども、先ほど申し上げましたように所得制限、これがありますので、その部分については引き続き市単独事業になります。

さて、御質問にあります地方創生先行型交付金を活用して、あるいは交付金を活用して、子供の医療助成を拡大した範囲について、国庫負担金の減額を課さないとのことから、高校卒業までの医療費の無料化を実施する考えがありませんかということでございますが、まず基本に置きたいのは、こういう医療費を拡充して、そして国からの交付金制度がなくなったからまた元に戻す、こういう政策は一番私はだめだと思っています。地方創生型交付金についても、やるとすればこれ、本当は平成27年度から平成31年度までの5年間ではありますが、この交付金が活用できるのは拡充した部分だけ。ですから、今、中学校まで無料化していますから、高校までの部分しかありません。これが平成31年になると、この制度はなくなります。ですから国の支援もなくなるということです。国保についても同じです。国保についても調整率が掛けられますけれども、今、中学校までやっていますから、このことについては私は市長会を通して、これは今の少子高齢化対策の中でこの制度があるということは大体おかしいというものは、市長会の中でも要望を出しているわけです、国の方に。ですから、例えばこの国保の関係についても、平成31年になると、また元に戻るわけです。ですから、市の一般財源負担、あるいは国保の財源負担も増えてきますので、このあたり国・県の動向をもっと注視しながら県内の状況、こうしたことも調査しながら、きのうなどの新聞では三種町が実施するような記事がありましたけれども、それは先ほど申し上げましたように、やっても平成31年になると国からの金はなくなるということです。このことを十分踏まえながら拡充するとすれば検討していかなければならない、そのように考えているところでございます。

それから、保育料の軽減拡充についてでございます。

にかほ市の保育料は、県のすこやか子育て支援事業等を活用しながら平成27年度まで国基準保育料に対して約6割を軽減して、国基準保育料の4割を保護者から負担をしていただいている状況でございます。平成28年については、若干内容を変更して、国庫保育料の約37%、3%のあれですけれども低くしてあります。ただ、県・国の制度がありますから、ということは、例えば国では年収360万円未満世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃して第2子半額、第3子以降については無料化すると。県では新たに第3子が生まれた場合は、第2子を無料化すると、こういう制度がありますので、これを活用しながら、さらに保護者負担の軽減に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の3の教育環境の充実についての御質問にお

答えいたします。

まず、(1)の学校施設の耐震化率についてお答えいたします。

校舎や体育館などの建物は、平成25年度に全て耐震改修を終了しております。しかし、東日本大震災後の平成25年に建築基準法が改正されまして、大空間の体育館やランチルーム、武道場などの吊り天井が地震などの揺れに対して落下する恐れがあると指摘されました。この建築基準法を受け、文部科学省から全国小・中学校施設の天井落下防止対策事業を平成27年度中までに完了するという通達がありました。

そこで、にかほ市では、平成27年度中に建築基準法の対象となる平沢小学校のランチルーム、金浦小学校の体育館、上浜小学校の体育館、仁賀保中学校のランチルーム、金浦中学校の武道場、象潟中学校の武道場の6カ所を天井張り替え改修を終了しております。

(2)の修理等の要望と実現状況についての御質問にお答えいたします。

学校における修理等の要望は、平成28年度の当初予算では1,400万円余りでありましたが、最終的には1,000万円ほどの予算になっております。これは各学校ごとに教育委員会で内容を精査し、予算を要求しておりますが、ヒアリング前に財政担当と現場を確認し、緊急性や安全確保の観点から各校ごとに査定を行い、当初予算をまとめているところであります。学校からの要望が、すべて必要なものとは限らないために、満額査定にはなっておらない、そういう状況です。

また、要望に対しての実現率は、要望の内容によりますが、年ごとに異なります。さらに、緊急性や安全性にかかわる修繕については、年度途中でも補正などにより対応してきておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(3)の各校からの予算要望の達成状況についてお答えいたします。

学校管理費、教育振興費については、学校からの要望に対しての予算額だけで比較すれば、93から98%になっております。これは実績などとあわせて総合的に査定した状況によるものと捉えております。

また、市の予算編成方針でも経常的経費は前年度費5%減となっておりますので、これを考慮すれば当初予算としては妥当なところではないかと考えております。

(4)の学校生活サポート職員の配置状況についてお答えいたします。

にかほ市では、6小学校3中学校で総数30人の生活学習サポート員を雇用しております。サポートが必要とされる児童・生徒については、毎年行われている教育支援委員会を開催し、そこでサポートが必要か否かを判断しております。にかほ市の児童生徒は減少しておりますが、残念ながらサポートが必要な児童生徒の数は減少していない状況であります。サポートが必要とされる児童生徒は、およそ80人以上おります。1人のサポート員が2人から3人の児童生徒をサポートするパターンが多くなっております。しかし、その各学校ごとに適正な配置を検討し、そして平成28年度も30人のサポート員体制で臨んで、一人一人の子供に対応していきたいと考えております。

(5)の校務員、給食調理員の正式採用や待遇改善についてお答えいたします。

昨年度3月に策定しました第3回にかほ市行財政改革大綱の中に、市職員の定員管理の適正化というものがああります。その中に示されているように、学校校務員、給食調理員については、退職者の

補充を行わないで臨時職員で対応してまいりたいというふうに考えています。

また、将来的には、学校給食の民間委託への意向も視野に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 医療費の無料化のことについてですが、検討してみるというふうなお話でしたけれども、中学までせつかく条件付きではあると言いながら、県の方でも中学までやるということですから、その分幾らかでも高校卒業までの分に力を入れていくこともできるのではないかと、いうふうに思いますので、ぜひ実現できるように検討していただきたいと思います。

また、この国保のペナルティについては、全国市長会でも国の方に国の制度にするようにと要望を出しておられるようですけれども、これも私たち議会としても応援する必要があるのかなというふうに考えております。どのような形でやれば応援できるのか、検討していきたいと、私としても検討していきたいと思います。

それから、教育環境の方ですけれども、校務員の採用は臨時でやりたい、将来は給食も民間を考えておられるという答弁でしたが、正式採用ではなくて臨時でやるというのは、どのような理由が、正式採用にやれない理由があるのでしょうか。また、給食を民間に委ねるということは、大変各地の例でもさまざまな問題が出ておるようですので、この民間への移行というのは、もう少し検討した方がいいのではないかなというふうに思います。

それから、施設の関係ですが、以前に私が初めて議員になったときですが、学校の校舎の雨漏りの応急処置がそのままになっていたり、グラウンドが余りにもひどくて県外のある学校のグラウンドに比べましたら——県外じゃなくて市外の小学校のグラウンドに比較しましたら、非常に粗末なグラウンドになっておりまして、市の方に申し入れをしましたら、その前に、申し入れする前に修理されておられたわけですけれども、そういうこともありましたけれども、そしてまた職員が現場に足を運ぶなどして改善に対応しているようなところも見られます。

その臨時でしなければというか、正式採用にできない、やりたくないというか、どういうところ、何がそういうふうな、そうさせておるのですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 医療費の拡充、このことについては、どの程度県の制度ができたことによって市の負担が軽減されていくのか、そのあたりをですね見て、検討してまいりたいと思いますが、恐らく拡充すると、インフルエンザとかそういうものがなければ、通常でもやっぱり1,600万円から2,000万円ぐらいは増えていくのではないかなと私の試算ですけどもね、ですからそのあたり、県の制度によってどの程度軽減になっていくのかは検討してまいりたい。ただ、色んな形でほかの方の経費がかかり増しになりますから、やはりそこだけを見るんじゃなくて、全体の形でどうやっていけるかということになります。

それから、給食センターの民間委託、あるいは職員が退職した場合の補充については臨時職員でやっていくという考え方ですが、これも御承知のように、今、合併算定替えになれば、これは年々

交付税が減ってきます。私も今までも議会の方でも報告しておりますが、合併16年目には単年度で恐らく8億円から9億円ぐらい今よりも減額されていくのではないかなという試算の中で、これから行財政改革を進めながら行政経費を縮減していかなければなりません。ですから、やはり今提供している行政サービスを低下させることなく、やはり民間委託することによって経費が縮減されれば、そういうものを取り組んでいかなければ、財政は決まっていますから、総額は決まっていますから、ですからそういうことも十分考えながら民間でできることは民間に移行していきたいというふうにして考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 医療費の問題につきましては、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

それから、この給食の民間への移行ということですがけれども、各地で民間に移行したのために、さまざまな問題が出てきているところがあります。安ければいいとかじゃなくて、教育の一環として、また、地場産の野菜など、より多く取り入れていくなどの計画もあるようですので、そういうふうな学校教育の一つというふうな観点から給食の方も考えていくべきではないかなというふうにするわけでは。

いずれにしても、子供たちも教職員も、子供たちの心身のすこやかな成長にその力を十分に発揮できるようにサポートしてくれることを強く望みまして質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

次に、7番伊藤竹文議員の一般質問を許します。7番。

【7番（伊藤竹文君）登壇】

●7番（伊藤竹文君） 午後一番という気持ちで、ただいま資料を整理しておりましたので、私の方からは一般質問の通知書に従いまして3点ほど質問させていただきます。

はじめに、空家対策の推進に係る特別措置法についての質問を行います。空家対策の推進に関する特別措置法——以下、私は勝手に空家特措法と言わせていただきますが——については、昨年6月定例会におきまして同僚議員からそれぞれ質問がなされ、担当部長の方から丁寧な回答を得ているものでございますが、回答の中には今後検討してまいりますとの答弁が随所にありましたので、私の方から再度ここいら辺について質問させていただきたいと思うものでございます。

にかほ市においても適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現実があります。地域住民の生命、身体、または財産を保護し、その生活環境の保全を図ることは喫緊の課題であると考えます。

空家対策の推進に係る特別措置法については、施行からおおむね9ヵ月が経過しております。そこで、以下の事項について質問をいたします。ただ、本議会に、にかほ市の空き家等の適正管理に関する条例、議案が上程されておりますが、続いての質問に御答弁いただきたいと思えます。

- (1)市では空家特措法の指針、ガイドラインに即した空家等対策計画を作成しましたか。
- (2)その作成及び実施に関する協議会を組織しましたか。
- (3)これらについて具体的進捗状況についてお伺いいたします。

(4) さきの定例会の答弁で、暴風等で不特定多数の市民に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合、緊急措置を講ずるとありましたが、これまで緊急対応した事例があるかどうかお伺いいたします。

次に、バイオマスタウン構想についてお伺いいたします。

資料が古いですが、平成23年4月末現在でバイオマスタウン構想を公表している自治体は、全国で318地区に及びます。県内でも横手市、能代市、大館市、北秋田市、大仙市、由利本荘市など9市町村があり、それぞれバイオマス利活用に向けた取り組みを進めており、実際に稼働しているところもあるようでございます。

言うまでもなくバイオマスの利活用において期待される効果はいろいろあります。地球温暖化の防止、循環型社会形成につながりますし、地域の産業育成と活性化、バイオマスエネルギーへの転換による新たな雇用の創出や環境意識への向上が図られると思います。

私も会派では、富山県射水市を視察いたしました。射水市は平成26年にバイオマス産業都市として国の認定を受けております。認定によるメリットはいろいろありますが、その射水市の取り組みの中で、もみ殻を収益性のある事業につなげている実証例があります。もみ殻は我が国で毎年200万トン排出されています。高温で燃やすと結晶化してしまい、大量の灰が出るので事業化が難しく、また、その燃焼灰は水に溶けないので、その主成分であるケイ酸を利用できないという難点がございましたが、そこで、水に溶ける灰を実現しようと、肥料として活用しようと産学官民の共同研究が始まり、現在はこのケイ酸シリカを肥料として実際に販売に至っております。

射水市の実証試験の解析から制御可能な市販のバイオマスボイラーであれば溶解性のあるものができることとあり、その溶解性は現在50%を超える灰をつくり出しているようでございます。射水市のこのプロジェクトでは、もみ殻のケイ酸シリカ化への特許を有しながら、それを無償で提供する予定であるということとあります。本市においても導入することの有益性は十分に検討に値するものと思います。そこでお伺いいたします。水稻栽培におけるもみ殻を活用したバイオマス事業に取り組む考えはありますか。

また、利活用できるバイオマスを確保できる量や事業としての採算性などの課題があると思いますが、バイオマスタウン構想を基本にした総合的なまちづくりビジョンを示す考えはないかお伺いいたします。

三つ目の質問でございます。

埋もれ木の管理についてお伺いいたします。

高速道路の象潟IC現場付近から鳥海山の山体崩壊により埋没したと考えられる約2,500年ほど前の埋もれ木が発見されました。これは鳥海山の山体崩壊の歴史を立証するものであり、現在取り組んでいる鳥海山・飛鳥ジオパークの登録申請においても、また、その運用においても活用できる重要なものと考えます。そこで質問いたします。この発見された埋もれ木を、どのように保存し活用していくのか。また、現在パイプで囲い、屋根を設置しているだけでございますが、それで劣化を防止できるのでしょうか。識者などの意見を聞いたのかをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊藤竹文議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、空家対策についてでございます。

国が定めた空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項では、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、基本方針に即して空家等に関する対策についての計画を定めることができるとしております。また、第7条第1項で、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるかとされております。

一つ目の空家対策計画の策定及び二つ目の協議会の組織については、現在のところ具現化して、具体化しておりません。おりませんが、特別措置法の規定に基づき、本定例会に新たに条例制定を提案しておりますので、にかほ市空家等適正管理に関する条例の施行とあわせながら平成28年度中に協議会を立ち上げて、委員の方々から御意見を伺いながら空家対策に係る計画の策定を進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、暴風等で不特定多数の市民に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合の緊急措置の事例についてでございます。

市民等からの通報によりまして、道路に面した空家等が強風によりトタン屋根等が剥がれ、通行に危険を及ぼす恐れがあり、緊急に対応が必要な場合には防災課、あるいは消防署や警察と連携をしながら、屋根にロープをかけるなどの対応をしているところでございます。

これまでの件数ですが、平成25年、仁賀保地内で1件、平成26年度には同じく仁賀保地内に1件、金浦地内で1件、その他としては象潟地内で市道に傾いていた危険な塀については、所有者が秋田市の施設に入所しておりますので、同意を得て解体したものが1件ございます。また、平成27年には、仁賀保地内の市道に面した旧旅館のガラスが強風により破損したために、応急処理等の緊急対応をしたものが1件などとなっております。

このように通報等があった場合には、可能な限り対応をしているところでございます。

次に、バイオマスタウン構想についてであります。

水稻栽培におけるもみ殻を活用したバイオマス事業に取り組む考えはありませんかという御質問でございます。

御承知のように、バイオマスとはエネルギー源、または工業用原料として利用できる生物体の集積を指すものでございます。御指摘のもみ殻は、米主体の本市農業においては多く発生する産物でもございます。全国的には、もみ殻をガス化して、それを燃料として発電する技術もあるようではございますが、未だ商業的には実現していないところでございます。

そのような現状の中で富山県の射水市の、もみ殻を活用したもみ殻循環プロジェクトは、発電とその熱を利用した園芸ハウス栽培、燃焼後のもみ殻を肥料にするなどの事業構想は非常に注目すべきものと考えてはいるところであります。

さて、現状ですが、秋田しんせい農協が運営しているカントリーエレベーターやライスセンターでもみ殻取扱量は年間約4,400トンでございます。このうち本市の分は1,300トンでございます。JA秋田しんせい農協管内全体での用途は、畜産農家が牛、豚の畜舎敷材として使用後に、糞尿と

一緒になったもみ殻を熟成させ、J Aペレット堆肥の原料として使用しているのが約5割、土地改良の基盤整備と補助暗渠等の排水対策として利用しているのが約3割、残りの2割が燐炭の原材料などとして民間に譲渡されている状況でございます。

また、ミニライスセンターや個人で排出するもみ殻のほとんどは、水田に敷き込んでいるという状況ございまして、市としては、秋田しんせい農協管内において排出されるもみ殻は、そのほとんどを地域農業の生産現場で有効に活用されていると、そのように認識をしているところでございます。したがって、今のところ、もみ殻を活用したバイオマス事業の取り組みについては考えておりません。

また、木質バイオマス関係では、平成28年度の当初予算計上の未利用間伐材活用機材整備事業補助金、これ400万円あげております。この事業の目的は、利利用木質資源をバイオマスエネルギーの原料として活用するものでございます。事業内容は、本荘由利森林組合が管内の主に主伐や間伐されたところに残った残材をチップ化して、今年の7月に営業を予定しております木質バイオマス発電所——これ、秋田市の向浜になりますけれども、これに供給するために移動式のチップパー、要するに移動式のチップパーというのは、車について、車が移動しながらチップを、木材を砕いてチップ化すると。それをトラックの方に乗せるというような、移動式チップパーやトラック等を整備するものでございまして、総事業費は1億1,000万円、私どもではそのうち4%を負担するというので400万円の予算を計上させていただいているところでございます。

次に、バイオマスタウン構想を基本にした総合的なまちづくりビジョンについてでございます。

バイオマスについては、平成23年に策定したにかほ市地域新エネルギービジョンで、その賦存量、どのくらい量があるかを算出しておりますが、賦存量が少なく、費用対効果などの課題も多いことから、新エネルギーの重点プロジェクトの検討の中で課題を述べるにとどまっております。

御承知のバイオマスタウン構想を基本にした総合的なまちづくりビジョンについては、平成28年度に策定の総合発展計画の中で再生可能未利用エネルギーの活用等について、検討課題とはしてまいりたいと思っておりますが、仮にビジョンを策定しても費用対効果からの面、これは行政でやるとなればですよ、これは民間が——先ほど県内の9市町村のあれもありましたが、ここはやっぱり面積が多いんで、賦存量も多いと思います。ただ、由利本荘市でも木質パウダーということでやりましたが、結局はこれもやめました。ですから、なかなか難しいんです、このバイオマスというのは。ですから、私は費用対効果などの面から見ても、ものすごい課題は多いのではないかなと思っておりますが、いろんなどころでは家庭から出る生ごみ、あれから卵の殻とかそういうものを除いて醗酵させて、そして発電しているところもございまして、いずれにしてもこれからの検討課題ではないか、当然ながら費用対効果、民間事業でやってくれば、これまた結構な話ですが、行政でやるにしてはなかなか難しい課題ではないかなと、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊藤竹文議員の3の埋もれ木の管理についてお答えいたします。

皆さんも御存じのように日東道象潟 I C から出土した埋もれ木は、国土交通省の協力を得て、今年の3月に大小合わせて150本を象潟郷土資料館前に運んでおります。

保存、活用につきましては、秋田県立大学木材高度加工研究所の協力と指導をいただきながら、今進めているところであります。

埋もれ木は、掘り出された時点からひび割れなどの劣化が進むため、保存用の施設をつくって樹脂加工したり、水槽などに入れたりして劣化を防ぐ方法がありますが、最大のものが直径1.4メートル、長さ10メートルもあるほか、数量が多く、全てを現状のままに保存するのは膨大な費用がかかります。そのために、資料館に運んだ中から約100本を能代市にある県立大学の木材高度加工研究所に運び、ひび割れする前に調査研究用に板状にしております。

また今回、杉以外にもケヤキやクリ、ナラ、ブナなどの広葉樹がたくさん出土していることから、それぞれのサンプルを取り、秋田県立大学をはじめ東北大学並びに福島大学の先生方が年輪年代測定や当時の林相などを調査しているところであります。

資料館の入り口の横に最大のケヤキの埋もれ木を置いて、その巨大さを皆さんに見ていただこうと、仮ではありますが短管パイプで屋根をつけた簡易保管施設を設置し、直径約1メートル、長さ8メートルのケヤキの埋もれ木2本とともに公開しているところであります。

今後、劣化の状態を定期的に観測していきますが、いずれはどのような形で保存していくのがよいのかを、識者の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

残りの埋もれ木については、サンプルを取って研究資料として大学の先生方に提供し、資料館でも紹介してまいりたいと思います。

現在行われている調査・研究の成果については、ジオパーク研修会並びに郷土史の市民講座などで、県立大学の木材高度加工研究所の先生方から中間報告をいただいております。また、平成28年度の象潟郷土資料館の企画展においても、この埋もれ木を取り上げる予定であり、また、採取したサンプルや各調査の結果報告を紹介していきたいと考えております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 伊藤竹文議員。

●7番（伊藤竹文君） それでは、二、三再質問をさせていただきます。

まず、空家対策の件でございますが、市長の方から丁寧な答弁、実際、暴風等で不特定多数の市民に危害が及ぶ恐れについては、過去何件か対応したという事例報告ございましたが、私のところにも昨年の春先に実際に飛散し苦情が寄せられている例がございます。そこでお伺いします。市民生活課の方では、実際、全市を見て回って現実がどのようになっている実例があるのかを確認しているのかどうか、実際飛散したものがあつたのかどうか確認しているのかをお伺いしたいと思います。

次に、バイオマスタウン構想の件につきましては、いろいろ実質的にはバイオマスの排出量等々の諸問題がありまして、なかなか難しいところがあるのかとは思いますが、ここに私はちょっと若干資料を持ってきました。もみ殻については、ほとんどが地産で消化されている現実がございますけれども、土地改良等で使われている30%ぐらいは、近い将来には最終的には残ってくるものかなという思いもございます。今、にかほ市内では1,300トンぐらいのもみ殻だということでございますが、仮にこれの半分、約600トンぐらいをボイラーで燃焼させるというふうなことを考えて

みますと、もみ殻を代替にした燃料とすることで、大体年間CO₂の削減1,771トン、これは二酸化酸素排出量がそうなりますね。エネルギーの発生量については、億万キロカロリーということにもなります。灯油に換算しますと2,400万キロカロリーぐらいの節約になるのではないかなど。これらによって新産業の創出ができます。園芸に使うことも、温熱の利用も可能であります。もろもろございます。今、実際にかほ市ではNPO法人モミガラパワーが、もみ殻の再利用に向けた取り組みをやっておりまして、燃料化とかその他もろもろ頑張っているところがございますが、そこはそこで、市の方でももう少し具体化させてもいいのではないかなどという思いがありまして、そこいら辺再度質問させていただきます。

また、今、世界的な規模で地球温暖化対策が実施されようとしております。日本にも昨年7月に地球温暖化対策推進本部が決定した日本の約束草案というものがあります。これは地球温暖化対策推進法に基づくところのことでございますが、地方公共団体カーボンマネジメント強化事業というような事業とかですね、公共施設等先進的CO₂削減対策モデル事業、あるいは再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業、まだございますが、これらについて非営利法人や地方公共団体に対する補助制度が相当拡充してきているようでございます。あわせて、そこいら辺の検討もしてみる必要があるのではないかなどというふうに思いまして、この点について再質問させていただきます。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 空家対策については、担当の部長からお答えをさせます。

バイオマスのもみ殻という話ですが、これから米づくりがさらに減少していくのかどうかですが、やっぱり発生量は減っていくんだろうと思います。これまでも一般質問にもお答えしていましたが、米主流から収益の高い農業経営にすべきだと、この政策を進めていくという形の中では、米はやはりこれから減っていくと思います。作付けも。それから、基盤整備の中でもみ殻、使っているわけですが、暗渠という形でね。これはもう永久ではないのです。これは何年かやると、またもみ殻も使って暗渠のやり直し、こういうことも考えていかなければなりませんし、そしてまた、もみ殻暗渠については毎年やっている。特にこれから畑作なんかやることになれば、汎用で田んぼ、水田を畑に活用していくとなれば、やはりそういうものがさらに充実していかなければなりませんので、なかなかもみ殻を確保するには、ちょっと何ていうかな、燃料化するためには、ちょっとにかほ市内だけではちょっと無理かなという感じもあります。

それから、地球温暖化対策としては、我々は直接的にはやっていませんけれども、太陽光発電、あるいは風力発電を積極的に誘致してやっているわけです。地球温暖化については。今、由利本荘市の方もまた風車が建ってきましたが、うちの方もまた風車が建ちます、新しく。それから、太陽光発電も、今40ヘクタールと20ヘクタール、この工事、新たに工事をやっていますし、さらにこれからも、さらに20ヘクタールを超えるような形の計画もございます。ですから、地球温暖化の形の中ではそういう取り組みも一つではないかなどというふうにして思っております。

それから、公共施設、これ何年ぐらいなりますか、四、五年なりますか、CO₂削減のために、これ管理をして、今年はこれだけ削減したから来年はこのくらい削減しましょうというふうな目標を立てて、電気、ガス、水道、こういうものを含めてCO₂削減のための取り組みはしているところ

ろでありますから、この点については御理解を賜りたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 空家対策の関係で、緊急処置を講ずる場合の状況ということで、先ほどのお話ですと市内の状況の実例について、担当としてどのような確認方法をとられたのかということでございましたけれども、現場に対応する直接の担当課長がおりますので、生活環境課長の方から説明を申し上げたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、生活環境課長。

●生活環境課長（小松幸一君） それでは、私の方から説明いたします。

暴風等で市民、あるいは担当課、防災課とか消防から通報あった場合は、直ちに職員が出向いて行って現場を確認しております。その際に所有者が分かれば所有者の方へ連絡するという対応をしております。ですから、通報のないものであれば、我々の方もちょっと把握できませんけれども、通報があった場合は、まず100%出向いて行って現場を確認し、対応している、そのような状況でございます。

●議長（菊地衛君） 伊藤竹文議員。

●7番（伊藤竹文君） 12時の時報でございますので、時報が鳴り終わりましたので、最後に一点だけ再々質問ということで市長の方にお伺いいたします。

先ほどから、もみ殻については全量が農業関係で使用されているとおっしゃっておりますが、実際そうなのかなど。先般、NPO法人モミガラパワーの皆さんと私ども、意見交換会を開きました。今、彼らが行っているモミガラライト、圧縮した製造ですけれども、これは工業振興会が開催した異業種交流会においてJA関係者の方からもみ殻何とか処理できないかとの要望に応えたものだったというふうに伺っております。そういうわけで、果たしてもみ殻を地域で処理しきれていないということは当事者の認識であるというふうに思いましたので、もみ殻が全量処理できているという、だからもみ殻のバイオマス事業に取り組むつもりはないという市長のお考えは、若干認識が現実との認識に差があるのかなというふうな思いがちょっといたしましたので、最後に市長の見解、そこいら辺もう一点お伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） モミガラライトプロジェクトについては、市も応援しながら立ち上げた事業です。ですから、これは今の段階では、そんなに量をこなしていません。はっきり言って量的にはこなしてません。ですから、これからモミガラライトがハウス等で盛んにこれからもっと需要が大きくなるんだとすれば、このあたりはほかの方に出ているものも含めて再度検討する必要があると思いますが、今やっているモミガラライトについては、これからも行政として応援はしてまいりたいとそうに思いますので、どのくらいの量になったかによってまた検討をしてみたいと思っています。

●7番（伊藤竹文君） これで終わります。

●議長（菊地衛君） これで7番伊藤竹文議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午後0時03分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。13番伊東温子議員の一般質問を許します。13番。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） 一般質問を始めます。

今回はジオパーク構想の推進についてと老人クラブの運営についての質問をさせていただきます。

ジオパークの認定に向けてのスケジュールが決まりました。ここにきて各種団体の集まりの中で、事務局や市の職員がジオパークの説明をしています。内容はジオパークの言葉の意味の説明がほとんどです。確かにとても難しい言葉なので大変なことです。ただ、なぜこの事業が今必要なのかの説明がなされなければ、市民の理解を得ることができないと思います。行政で何か分からないことをやっていて、聞かれたら分かっていると答えなさい、極端なことなんですけども、これは——とも受け止められかねない状況です。そんな中でもジオパークについての関心は高まっていることは確かです。関心はあるけれども、もっと知りたいけれども、どこに行ったらいいのか分からないという人も出てきています。

1月28日に遊佐町「湯楽里」で東北ブロックジオパーク新規申請地域合同勉強会が開かれました。講師は隠岐世界ジオパーク事務局長野辺一寛氏でした。隠岐も平成10年以降、観光客が1万人ずつ減少し、沈む島の雰囲気の中、連携のとれない地域づくり、盛り上がらない地域づくりが課題になっていました。ワークショップなどの住民参加型手法を適用した公共事業の実施などで、行政と住民が一体となったまちづくりや隠岐の独自の活動を探る中で、地域住民が地域を知らなければ進まないとの意識が芽生えたことがジオパーク構想の推進のきっかけとなったと述べられました。

昨年11月に私たち市民クラブも一心会と隠岐に視察研修に行ってきました。そのときもジオパークの取り組みが今のかほ市の地方創生、地域活性化の切り札になることを確信してきました。そこで、以下について伺います。

(1)にかほ市の道の駅は重点道の駅に認定されています。その機能と役割を考えたとき、ジオパーク構想との抱き合わせが最も効果的で有効と思われます。ジオパーク構想推進協議会事務局を道の駅に設置し、情報発信活動、市民との連携の強化を図るべきとえますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは伊東温子議員の御質問にお答えをいたします。

質問の答弁の前に若干ジオパークについて申し上げますが、先人や私たちは日本海と大地でつくる水の恩恵を受けながらこの地で生活し、文化や歴史をつくり上げてまいりました。鳥海山は約60万年前に火山活動が始まり、長い年月を経て現在の形になっておりますが、今私たちが生活するに

かほ市の地形は、今から2,500年前の鳥海山西側の山体崩壊でできた地形であります。——で形成されたものであります。鳥海山周辺は、毎年豊富な雪と雨が降りますが、こうした水分は溶岩に浸透し、数十年かけて麓に湧き出し、私たちの生活に大きな恵みを与えてきましたが、このことは日本海と飛島との深いかかわりがございます。そして、長い年月の間には先ほど申し上げたように、山体崩壊をはじめさまざまな災害を先人たちは乗り越えて今日の私たちの生活に繋がっているわけがあります。こうした特性を、ここで生活する住民が知り、理解し、誇りを持つことで地域振興の取り組みなどにも良い影響を与えてくれるものと、そのように考えているところでございます。

また今後想定される鳥海山の火山噴火などの災害に対しても、これまでの歴史を踏まえて取り組んでいかなければならない、そのように考えているところでございます。

そしてまた、昨今の観光客が求めるものは、観光施設から興味の対象の範囲が広がりまして、その土地にしかないもの、あるいはそこに行かなければ体験できないものと移ってきておりますので、今後、情報の発信と受け入れ態勢の強化を、さらに整備していくことが必要であると、そのように考えているところでございます。

そこで御質問のジオパーク構想の推進でございますが、4月にグランドオープンします観光拠点センターにかほっとでは、ジオパークのPR活動としてデジタルサイネージ、ポスターパネル、屋外での総合看板の設置などをし、観光課及び観光協会と連携してジオパークに関する情報を発信してまいりたいと思っております。

また今後、日本ジオパークとして認定された場合には、資料の展示や学習機能を持った拠点施設が必要となってきます。そして、拠点施設は相当の面積を必要とする建物が必要となってきますので、今後、他の2市1町と話し合いをしながら、空き施設を活用しながら、事務局も含めた施設の整備などを検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 説明ありがとうございます。

今後、ジオパークの情報を提示する、または展示して皆さんに見ていただくような施設を3市1町で話し合っ決めていきたいということだと思います。

それについてですけれども、これからそういう計画があるということも踏まえてですけれども、まずこの道の駅象潟ねむの丘のことなんですけれども、ここはもう6階の展望台に上がった方は皆さん御存じだと思うんですけれども、もう目の前にジオパークですね、鳥海山があり、その山体崩壊したところも見えて、そして流山によってできた九十九島がずっと見渡せて、そういう土地柄でもあるんです。これはもう一目瞭然、あっこれはジオパークだと、誰でも納得できると思います。何を説かれるよりも、もう一見すれば、ああ、これがジオパークっていうんだなっていう納得できる場所だと思います。偶然だったんですけれども、先月の末にちょっと晴れた日でした。6階に行ってみますと、午後からで多分3時過ぎころだったと思うんです。鳥海山と島を見ていましたら、後ろから太陽が照ったんだと思うんですね。なんとあの島のところに海が映りました。びっくりしてみたんす。でもほら、海が映っているから点在するその九十九島は見えなくなる部分もありました、確かに。そういうこう、えっ昔こうだったんだなと思うような、そういう情景だったんです。こん

なにすばらしいところがあるんだっていう思いはありました。それから、その6階の展望台のところ
でそれを見ながら、とても資料としては以前とは変わりなく、九十九島のジオパークを語る上で大
きなストーリーになるはずの、その山体崩壊のことは未だ書かれてないという状況でした。新聞の
記事はぺたぺた貼ってあったんですけども、あれではちょっと見えないかなと。ああ、ねむの丘こ
そが、やっぱりジオパークの拠点となるべきところだなと思ったわけなんですけども、そういうこ
とも含めて、それから重点道の駅としての役割、それも含めてですね、この道の駅を利用したらど
うかと思えますけれども、再度お願いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 伊東議員の思い、それは理解するところでございますが、確かにまだ展望
台のところにそういうジオパークの形のもは、そんなに多くありませんけれども、確かに九十九
島は代表的な、この鳥海山・飛島ジオパーク構想の代表的なジオサイトであると思っております。
しかしながら、そういう代表的なものは、ほかにもあるわけですよ。四つの市・町で構成し
ている協議会でありますから、それぞれのまちの思いであると思うんです。町、市の思い。です
からね、これから広く紹介していくためにも、展示施設は必要になってまいりますので、これはやっ
ぱり私たちだけ主張しても、お互いにその理解の上に立ってやっていかなければなりませんので、
今はとにかく日本ジオパークの認定を受けることを最初に考えながら、これから認定後のそういう
施設整備についても十分検討してまいりたい、3市1町で検討してまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 今はまだジオパークは認定されていないわけですけども、これから重要
ないろいろなことを通り抜けてジオパークの認定に向かっていくわけですけども、短期間ですね、
9月までその認定。それから審査入りする7、8月、これに向けてのやっぱり取り組みが、もう一つそ
の認定を押しものであるような気がするのです。それで、道の駅に、認定はなくてもこういう
ところですよ。そして、ジオパークを今私たちはやっています。こういうことをアピールすること
は非常に必要だと思いますし、これから道の駅も、象潟の駅の道はゲートウェイということでやっ
ているわけですね。広域観光、そしてそれを繋げる情報発信、繋げる駅、そういうふうな機能がな
されている、課されているわけですね。そうした場合には、やっぱりジオパークの情報発信というの
は、ほかの他市町よりは担いやすいし、そしてそれを進めていかなければならないという役割もあ
ると思うんですね。なので、市長はこのジオパークに対して非常にリーダーでありましたし、そう
いうことも加味すると、大事なにかほ市、そして市長の思い、そして認定に向けてあと何ヶ月とい
うところなので、やっぱり見えるところに事務局を置くということも大事だと思うんです。そして、
やっぱり今まではそういう役割はあったけれども象潟の道の駅ではありましたがけれども、それを
もう一つ推し進める形で、連携ということですね。連携をまず押し出していかなければいけないの
ではないかと思えます。だから、確かににかほ市だけでやるわけじゃないので、ほかの3市1町と連携を
とっていかなければならない。この連携もやっぱり今なっていないからっていうんじゃないで、そ
れをとるような情報発信が必要だと思うんですね。やっぱり鳥海山が見えて、その鳥海山も画像の
ようにパチパチこう見えるのではなくて、やっぱり模型的なものを置いて360度、山はこうなっ

この地域にはこういうふうに見えてっていうね、ここにはこういうものがあると、そういうものを何気なく展示していく、そういうことも一つの作戦ではないかと思うんです。そういう意味で、市民にとっても分かりやすいところにあるそのジオパークが身近に感じられていくという点で、ぜひ私は事務局を道の駅に設置していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げたように、事務局ばかりでジオパーク、これをやるわけではないのです。それぞれの市・町において、事務局を筆頭にしながらも横の連携をしながらですね、こういうPR活動も大切だということで、先ほどは今、新しい観光拠点センターにかほっとには、そういうスペースはありません、はっきり言って。ありません。現場も見たと思いますけども、ありません。新しい施設をつくれれば別ですよ。これはありません。ですから、観光協会、市の職員、これを連携をしながらPRしていきますが、そのほかにもデジタルサイト、画面でのPRなんかもできるようになっていますので、そうしたものを活用しながらPR活動を強化してまいりたいなど。確かに九十九島の関係では、展望台のところにもう少し、6階のところにも工夫することが必要だと思いますが、まず事務局を今の新しいにかほっとに入れるという考えは持っておりません。ですから、先ほど申し上げたように、事務局が入るところは、やはりいろいろな資料展示で説明も必要になってまいりますので、子供たちが勉強で来る場合もあるし、ですから、やはりある程度の規模の建物でないと、そういう展示もできませんので、こういうことを他の2市1町と協議をしながら、場合によってはうちの方に空きあるからうちの方さつくってくれと言うかもしれませんよ、まずまずこれはね、これはお互いに3市1町の形での立ち上げたあれですから、何でもここはあれだから象潟の九十九島、確かに重要なジオサイトだけれども、だからといってにかほでつくらなければならないという合意構成はありませんので、まだ。このあたりをよく話しながら、私も頑張れるところは頑張りがらですね、新たなそういうものも、これから計画していかなければならないなど、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 市長が、にかほっとには、そういうスペースはないということでした。確かにあそこにはないと思います。私が考えているのは、道の駅の中のことなんです。こうして調べていくと、やっぱり使われていないお部屋もあるようですし、こういうところ、やっぱりこういうところを少し活用するっていうか、そういうことが必要だと思うし、やっぱり市長に頑張っていたきたいのは、大きい声では言えないんですけど、やっぱりこの道の駅を構えている、このほどの道の駅を構えているのは、まずにかほ市だけなんです。その中でやっていく、そしてまたそれが地域の振興にもつながることは確かだし、それで、いろんなその扱っているいろんなものも、このジオパークと一緒に抱き合わせでやることによって、非常にグレードアップすると思うんですね。やっぱりここで、いや、連携しているからっていうのは分かりますけれども、ぜひともこういうものを、ここのにかほ市に設置できるようにしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 道の駅ねむの丘に空きスペースはございません。売店スペースとかそういうものを縮めれば、小さくすればできるかもしれませんが、それでもやっぱり営業をやっている建物ですからね、空いてるように見えますけども、例えば大型バスで来た場合は添乗員、運転手の休み場所も必要だ、そういうこともありますから、空いているように見えますが空いてはいないのです。ですから、やはりさっきお答えしたように、やはりジオパークの事務局はここに置いて、まずは、まずはここに置いて、そして我々、あるいは由利本荘市、遊佐町、酒田市の職員たちがそれぞれ連携をしながらPRして高めていくしかないのです。私はそう思います。ですから、認定なれば、これから将来のことを踏まえながら、どういう形で鳥海山・飛島ジオパークをPRしていくか、あるいは市内外にPRしていくかということになりますけれども、こういう活動結果が、あるいはさっき教育長も先ほどの答弁で言われましたけれども、そういう活動の結果がなければ4年後の再認定のときに却下される。再認定を受けるために2年ぐらい猶予を与えられて、こういうもの、こういうもの、こういうものを改善しなければ認定を取り消しますよという形になりますから、やはりこのある鳥海山・飛島ジオパークの資源を最高活用していくための取り組みは、それぞれの市・町ががんばらなくちゃならないことですので、今、道の駅にジオパーク構想の事務局を入れるという考えは持ってありません。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 事務局を道の駅に入れる気持ちは今はないということでした。やっぱり道の駅の部屋の中でですね、もう今は使っていない、この四、五年は使っていませんよという説明を受けた部屋もあります。それから、今二部屋を一緒にして広げる、貸しをするという部屋も、どちらも年に84回ですかね使って、もう一つの部屋が1年に44回と、こういうのがあります。これを一緒にして、どうするんですかって聞いたら、お昼に団体さんが入ると。大きいところが二つあるんですけども、三つ以上になると断らなければいけない。なので、そのもう一つそういうスペースをつくりたいということでしたけれども、やっぱり道の駅というのは、休憩施設でもあるんですけども、地域振興の場所でもあるわけですね。今は道の駅として、重点道の駅の中にもありますけれども、いろんな地域の課題をその道の駅の中でやっている、そういうところが増えてきているんです。例えば、定住促進のものをそこに設置する。それから、極端な例を言うと、夏は農業体験者を入れてる、そういう施設、それで冬は、その地域の高齢者の方をそこに住んでもらう、そういうようなところまできているわけですね。やっぱりそう言えば何なんですけど、株式会社ですから利益も大事だとは思いますが、ここにきてやっぱり大きなところで連携しながらのこういう地域振興ということをもう少し考えていただけたらと思います。それについてはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） いや、いろんなことをつまみ食いしてそこにこう、施設にね、やってる話はね、ちょっと納得いかないんですけども、私がね市長であって、今、伊東議員が言うように、使っていない部屋あるからこれ使えるよって誰が言ったんですか。私知りませんよ、そういうこと。株式会社にも知りませんよ。ですから、その一部の人の話を聞いて、そういう形というのはね、ちょっとおかしい話ですよ。やっぱりね、経営は大事ですよ、道の駅の経営。これ、赤字になったらあなた

方向と言いますか、議員だ。だからね、やっぱり経営よりも、経営も大事ですけどもと言うけども、やっぱり経営があつてからですよ、やっぱり私は、あの道の駅は。ですから、地域振興にも私は貢献していると思います、株式会社として社員の皆さん頑張っていますからね。ですから、今はあの中にジオパークの事務局を入れるスペースはないと。ありません。伊東議員が言うのは、2階のあたりの部屋をつぶして、そこに、どこにありますか。私に教えてください。道の駅に、あの1階の部分に、そういう部屋ありますか。ありませんよ。入って左側の方にバスの添乗員の皆さんが休む部屋と、支配人の部屋、ちっちゃい部屋一つあるだけです。部屋としては。あとはみんな売り場とあれですよ。下の方に配置させるとすれば、売店スペースをつぶしてやらなければ入れないということです。ですから、今はまだ認定もきておりませんので、認定を受ければ先ほども申し上げましたけれども、やっぱりそれなりの施設が必要になってきますから、そのときに事務局にはそこに入ってもらって、いろいろ説明からありますから、そういうことを担っていただきたいなど。そういうことで、今、道の駅に事務局を入れるという考えはありません。

●議長（菊地衛君） 伊東議員に申し上げます。(1)の質問については、3回ぐらいの回答がもう既に出ていますので、(2)にお進みいただきたいと思います。伊東議員。

●13番（伊東温子君） 次の質問に移らせていただきたいと思います。

(2)ですけれども、ガイド養成講座を、できるだけ一般市民に開放することを望みますが、いかがですか。できるだけということで、座学を中心にとということでお含み取りください。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ガイド養成の質問でございますけれども、今年度のガイド養成講座の参加募集は、にかほ市の市広報6月1日号に掲載しまして、どなたでも参加いただける参加資格となっております。来年度も第2期としてのガイド養成講座の受講者を募集していきますので、広く参加していただきたいと、そのように期待をしているところであります。

伊東議員の御質問は、ガイド養成講座の受講者でない方も単発的に参加できないかということだと思いますけれども、ガイド養成講座は一連の内容を通して受講していただきまして、ジオパークに関する知識を取得して、観光客等に十分な説明ができるようなガイドを養成することを目的としておりますので、単発的な参加までは考慮しておりませんでした。しかし、内容によりまして広く参加していただくということで、初回と最終回、これについては単発的な参加も認めているところであります。

今後も養成講座は続けますので、講座内容によりまして広く市民の参加を呼びかけを検討しながら対応してまいりたいと思っております。ただ、生涯学習課が窓口となっている出前講座にもジオパークに関するものもございますので、町内会や老人クラブなどのさまざまな会合の場で利用していただけるように、さらにPRに努めてまいりたいと、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 今年の郷土史市民講座ですか、あそこのあれに対する申し込みは非常に多かったんです。その内容は、ほとんどが私たちがジオパークのガイド養成講座で受講した先生が来

て、内容もほとんど同じような講座でした。それを聞いた一般の方々というか、余りジオパークを知らなかった人も、面白かったなって言ってくれたんですね。どこに行けばこれ、こういうの聞けるのと、いろいろと言われました。独断で事務局に聞いてみないと分からないんですけども、フォローアップっていう講座がありますから、そこに参加してみたらいかがですか、でも許可はありますのでというようなこともお伝えしました。やっぱり関心が高まっているし、やっぱり聞いて面白い、これがなければやっぱりジオパークのそういう意味もないし、それから、ガイド養成講座でガイドになる方、これはガイドになるための講座なので、そういう人、興味があるとか教養をつけたいとか、そういう人は御遠慮くださいという意味で、そういうことでガイド養成講座を受けてきたということなんです。それでもやっぱりガイド——何でしょうか、講義に参加する回数が足りなかったりの人たちは、ガイドではなくて支援に回るといふ、そういうことも聞かされました。支援というか、そういうフォローする方々が、これから必要となるといふので、ぜひ市長がおっしゃるように、もし、できるだけですから、全部とはいいません。座学で費用もかからず、安全も大事だということも、考慮も全部入れながら、できるだけその講座の開放を望みます。

次の質問に移らせていただきます。

老人クラブの運営について。

昨年11月に議会報告、意見交換会が行われました。今回は各種団体を対象とし、9月定例会の報告とにかほ市の人口減少についてをテーマにした意見交換を行いました。にかほ市民生児童委員協議会との意見交換の中で、これは私はこれに参加してないんですけども、報告書を見ました。その中に自治会組織について役員の高齢化、なり手のない役員、若い人でも役員と仕事の両立は難しい状況にある。一方では、現在の組織は機能不全、存続不能とも言われている。この現況を行政はどう見ているか。また、自治会の下部組織である老人クラブ会は、もっと深刻であるという意見が出たということでした。そこで、以下について伺います。

住民参加がますます重要になる中、元気なお年寄りが求められています。これについての行政の考え、施策を伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 老人クラブの運営についての御質問、住民参加がますます重要になる中で、元気なお年寄りが求められている。行政の考え方、施策についてという話でございますが、高齢化社会を迎えて、高齢者が要介護状態にならないように、みずから積極的に取り組むことは、行政にとっても重要な課題でございます。介護予防事業での拠点であるにかほ市地域包括支援センターでは、介護予防の必要な高齢者など個々の状況に合った介護予防プログラムを作成し、専門指導員の指導による筋力アップ体操やストレッチ体操などの集団指導や訪問による個別指導を実施をしているところでございます。

しかし、高齢者の健康づくりは、成人期からの積み重ね、若い時代からの積み重ねが重要でございます。生涯にわたる健康づくりを推進するために、健康寿命の延伸を目指してさまざまな事業に、にかほ市としても取り組んでいるところでございます。

疾病の早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診や生活習慣病を予防するために、食事や運動の生活習慣の改善を目的とした健康教室、健康相談を実施しているところでございます。

また、高齢者を対象に、発症や重症化を予防することを目的といたしまして、インフルエンザや肺炎球菌予防接種事業も実施しているところでございます。今後とも市民みずから積極的に健康づくりに取り組めるように支援をしてみたい、このように考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 積極的に高齢者を支援していきたいという市長の思いでしたけれども、このいろんな取り組みも、ましてや高齢者になると、個々で動くことは大変になります。そこで、この老人クラブ、こういう組織を利用することによって、より多くの人たちにそういう施策というんでしょうか、その周知、それからまたそれを利用するということにつなげていけると思うんですけども、老人クラブにとって、市にとって、その老人クラブにどのような思いを持ってらっしゃるか、もし伺えたらお願いします。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、2番の質問と解釈してもよろしいですか。

●13番（伊東温子君） まだです。

●議長（菊地衛君） まだですか。はい。答弁、市長。

●市長（横山忠長君） いろいろな健康づくりに老人クラブを活用すると、これは大切なことだと思いますし、これは老人クラブだけでやっているわけじゃありませんが、市内全体では集落サロンという形の中で高齢者を集めているいろいろな形の取り組みもしているわけでありまして。ですから、老人クラブに対して市長はどう、行政としてどう思いますかということは、やはり高齢者の先輩の皆さんが、その地域でお互いに情報交換して仲良く健康で暮らせること、これが一番ではないかなと、私はそのように思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 老人クラブに元気でいてほしいし、活躍してほしいということも含まれていたかと思うんですけども、やっぱり高齢者にとっての生きがいというか、そういうものも大事なんだと思います。それで、そういう意味からいえば、この老人クラブというその組織、ほかにもあるでしょうけれども、こういう組織はとても大事で、単位クラブ数が減っているような状況なので、ここでお金のことだけではないんですけども、次の2番の補助金のことについて伺いたいと思います。

老人クラブの補助金についての考えをお聞かせいただきたいということです。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 老人クラブの補助金については、担当の部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、老人クラブの補助金についての考えということですので、お答えを申し上げたいと思います。

老人クラブは地域を基盤とします高齢者の自主組織でございます。その組織は全国で11万クラブ

と言われているようで、会員数は670万人に上るといふことのようにございませう。クラブに参加する会員は、おおむね60歳以上の方々で、日常的に声を掛け合い、歩いて集まることのできる30名程度から100名の規模が基本と一般的にされているようにございませう。

にかほ市では、単位老人クラブ数がですね平成27年4月現在の数字でございませうが、単位老人クラブ数は58クラブ、会員数は2,335人でございませう。主な活動内容は、活動内容は非常に幅広く、日常の健康管理ですとかスポーツ、趣味の活動、そしてまた、ひとり暮らし高齢者を支えるような友愛訪問活動、そういったものも展開しているというところでございませう。

そこで、老人クラブの補助金についてでございませうけれども、平成27年度まではクラブの会員数の大小に関係なく、各クラブ当たり3万5,700円を助成しておりました。しかしながら、やはり会員数の差が大きく、3年ほど前より不公平感が訴えられておりました関係上、ここ2年ほど、市の老人クラブ連合会役員の皆様と協議を重ねていたところでございませう。

昨年12月に平成28年度以降の補助金のあり方について、基本割と会員数割による助成をしていくということで役員の皆様と確認し合ったところでございませう。

内訳といたしましては、秋田県老人クラブ連合会負担金、そして市の老人クラブ連合会負担金相当、これを合わせますと1万500円相当になりますが、これを基本的な基本割といたしまして、会員1人当たり600円に会員数を掛けたものを合計したものを補助金というような取り扱いで合意を得たところでございませう。

なお、このほか、友愛訪問活動補助金として、活動単位クラブへ6,300円、市の老人クラブ連合会の補助金のほか、老人クラブ健康づくり事業補助金なども従来どおり交付していきたいと考えております。

このほかにも、実は老人クラブへの支援に関しましては、補助金の交付だけにとどまらずに、研修会ですとか各種事業参加時の市のバスの使用なども積極的に支援を行っておりますことを御理解いただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 平成28年度からは今まで補助金一律3万5,700円で、友愛活動をすれば6,300円の4万2,000円、これは平成22年度からの額と、意味は違っているんですけど、平成22年度は3,500円掛ける12月分ということですね。それが4万2,000円。それで平成24年度から平成27年度、これはクラブ活動補助金が3万5,700円プラス友愛活動をすれば6,300円というおまけつきなわけです。金額は変わりませう。平成28年度からは負担金として、県の老人クラブ連合会の負担金、市の老人クラブ連合会の負担金、これを補助するという、そして1人当たり600円のプラスそれが補助になるということ。

ところがですね、負担金はまだほかにもありまして、地区の、象潟地区とか仁賀保地区とか金浦地区とかだと思ふんですけど、その地区の負担金も3,800円ほどあるわけです。あとそのほかにも、市の総会、それから地区の総会、これに出る会費ですね、これの負担金も1万円弱ですけど、あるわけです。そうした中で、例えば人数が多ければ補助金は一杯いただけるんです。ところが、人数が少ないと、さっき50人から100人と言ったんですけど、象潟地区なんかだと、やっぱり20人クラスの単

位クラブが多いんですね。そうすると、20人として計算しますと、その友愛活動がありのところの減額、これが1万3,200円となります。それで、友愛活動はちょっと難しい、これもいろいろな要素があるんですけど、なぜやらないかということについては、いろいろな要素があります。例えば、閉じこもっているとか寝たきりの方が自分たちのクラブ内にいらっしやらないとか、そういうこともありますし、6,300円いただいても事務が非常に難しいので、これだばもらわない方がいいなどかっているのをやめているところもあるわけですが、そういうので、ありとなしではこういうふうになります。そうすると、このくらい会費が、20人掛ける600円ですから1万2,000円、それ以上の減額になってしまうわけですね。そうするとね、やっぱり総会とか市の方の総会、地区の総会にもちょっと出れなくなってしまうようになっていうような、小さいクラブですとそういう声も聞こえてきますし、それで、これ減額になって、これくらいであれば、そうであればマイナスの面もあるので、それであればもうもらわないで自分たちで自主的に何か活動しようかというところも出てきているわけです。でも、ちょっと傾向として見ますと、やっぱりですね自主的にやったところは、やっぱり消滅してしまう場合が多いようなんです。せつかくこの、あるクラブっていうのかな、老人クラブをやっぱり活用して、市の、もう一億総活躍の時代ですから、この方たちにいろんなことを担ってもらおうということも、その方たちの生きがいにもなるし、そういうことがあることによっていきいきして元気でいられるお年寄りが増えるということもあるし、組織的な意味で、それも非常に有効だということで、この老人クラブがどんどん少なくなってしまうというその現状ですね。それとお金の問題なんですけども、やっぱり20人ほどのところでは、非常にこういうふうに厳しい財政であるということをご認識していただきたいと思います。

それで、できればその、大きいところは600円掛ける50人、600円掛ける100人というような数字で大丈夫だと思うんですけど、例えば20人以下の——40人以下が大体58クラブあるうちの35なんですね。20人、10人、一桁というところもあるんですけど、そういうところを何とか支えるような支援金というんですか、そういうものも出せないものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 1つはクラブの規模によって交付される補助金の額に相違が出てくるのでということもメリットもありますが、デメリットもあるということのお話だと思いますけれども、それは当然、クラブ会員数に応じた人数割がありますので、その差は当然出てきますけれども、今、伊東議員がお話のとおり、実は非常に小さい老人クラブがございます。先ほど私、答弁の中で、全国的にはやはり30から100クラスの数ぐらゐが適正と言われている規模ですよというふうに一般的に言われておりましたので、その人数割的な考え方については、やっぱり小規模のクラブの皆さんからは、もう少しこの広域な形でのクラブの考え方をもって、その組織を運営していくような方向づけも一つは考えられるのではないかなというふうに考えております。

それから、今回の基本割と人数割ということでの算定方式については、連合会の役員ともそういう小さいクラブもあることを現実として踏まえながらも、平成28年度についてはそういう不公平感をなくすとの意味合いから算定方法を定めたということでしたので、平成28年度においては今お話のとおりのような実情はございますけれども、現在予算として提案させていただいておりますので、

この方式で進めさせていただくようにお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） クラブ同士のその広域での運営ということを提案されたわけですが、現実としてですね小さければ小さいほどだと思えるわけですが、やっぱり遠いに行けない、そういうお年寄りがもう増えているんですね。自分の地区の自治会館とか、そういうところだったらまだ歩いていける。だけど、それ以上遠くなれば行けない。うちの方の例を出すと、二つあるわけですが、ほんのちょっと、私の距離にしてみれば、ほんのちょっとしか変わらない場所なんです。なのに、やっぱり坂が上れない、そういうあの、どっちに行っても、そこまでは歩いていけないみたいな人たちが入っているわけですよ、現実的に。なので、やっぱり私としては、単位クラブというのは地域に根差したというか、そこでの深まりもあるので、余りその広域という考えばかりに走ることは非常に疑問を感じます。

それから、不公平感ということなんですけれども、前にも人数割ではないんですけども、規模によって何人から何人ぐらいまでは幾ら、何人から何人までは幾らというようなことを、過去ですね、大分前のお話らしいんですけど、そういうふうにしたこともあったと。それで、それが改善されているんが、一括の補助金になったという、そういう経緯もちょっと聞いた話です。それもあったということで、またじゃあ元に戻すのかとか、行ったり来たり、そうでない施策というのではないのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 交付の方法が行ったり来たりというようなことで、過去の例を引き合いにお話しされましたけども、確かに平成22年から23年の交付方法、この後の平成24年から27年までの交付方法。それから、新たに取組もうとしている平成28年の交付方法。それぞれ内容は違います。しかし、その都度協議会の役員の方とはお話し合いをしながら、そのときに合った形での交付方法での協議を進めて、実際に交付してまいりましたので、仮にこの後も様々な面で見直しをしなければならぬという事態になれば、当然それは見直しをするような形で連合会の皆さんとも話し合いを進めていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 老人クラブの中で、連合会の中で話し合いを深めていって、行政の方とも話し合って、よい方法を選んでいけるようになればいいと思います。

これで質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで13番伊東温子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時00分 散 会